

プール専用使用料

◆プール（１）

区分		(現在) R2.3.31まで	(新) R2.4.1～	対象施設	
7月～9月	午前9時から正午まで	7,500	9,300	・南部総合スポーツセンタープール ・田迎公園運動施設（浜線健康パーク）プール	
	午後1時から午後5時まで	10,000	12,400		
	午後6時から午後10時まで	10,000	12,400		
	午前9時から午後10時まで	32,500	40,300		
10月～翌年6月	午前9時から正午まで	9,300	11,550		
	午後1時から午後5時まで	12,400	15,400		
	午後6時から午後10時まで	12,400	15,400		
	午前9時から午後10時まで	40,300	50,050		
照明代	(全灯) 1時間につき	500	620		

※熊本市総合屋内プール（アクアドーム）の専用使用料、照明代は改定なし

◆プール（２）

区分		(現在) R2.3.31まで	(新) R2.4.1～	対象施設
7月～9月	午前9時から正午まで	7,500	9,300	・熊本市総合体育館プール
	午後1時から午後5時まで	10,000	12,400	
	午後6時から午後10時まで	10,000	12,400	
	午前9時から午後5時まで	20,000	24,800	
	午後1時から午後10時まで	22,500	27,900	
	午前9時から午後10時まで	32,500	40,300	
10月～翌年6月	午前9時から正午まで	9,300	11,550	
	午後1時から午後5時まで	12,400	15,400	
	午後6時から午後10時まで	12,400	15,400	
	午前9時から午後5時まで	24,800	30,800	
	午後1時から午後10時まで	27,900	34,650	
	午前9時から午後10時まで	40,300	50,050	
照明代	(全灯) 1時間につき	500	620	

◆その他プール

区分		(現在) R2.3.31まで	(新) R2.4.1～	対象施設
大型映像装置	1日につき	50,000	61,950	・アクアドーム
大型映像装置 (文字のみ)	1日につき	12,000	14,870	